

## 第1回智頭町議会定例会会議録

令和5年3月22日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 2号 令和5年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10. 議案第 9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第11. 議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第12. 議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第13. 議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算
- 第14. 議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算
- 第15. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第16. 議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 第17. 議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例について
- 第18. 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21. 議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 第 23. 議案第 33 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 24. 議案第 34 号 個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第 25. 議案第 35 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第 26. 議案第 36 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第 27. 議案第 37 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第 28. 議案第 38 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第 29. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
- 第 30. 議案第 40 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 31. 議案第 41 号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第 32. 議案第 42 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第 33. 議案第 43 号 字の区域の変更について（八河谷）
- 第 34. 議案第 44 号 字の区域の変更について（大屋）
- 第 35. 議案第 45 号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第 36. 陳情について
- 第 37. 発議第 1 号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 38. 閉会中の継続調査の申し出

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 2 号 令和 5 年度智頭町一般会計予算

- 第 4. 議案第 3 号 令和 5 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 4 号 令和 5 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 5 号 令和 5 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6 号 令和 5 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7 号 令和 5 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8 号 令和 5 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10. 議案第 9 号 令和 5 年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第 11. 議案第 10 号 令和 5 年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第 12. 議案第 11 号 令和 5 年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第 13. 議案第 12 号 令和 5 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 13 号 令和 5 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 15. 議案第 25 号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 16. 議案第 26 号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定  
について
- 第 17. 議案第 27 号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例について
- 第 18. 議案第 28 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 29 号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例の一部改正について
- 第 20. 議案第 30 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 31 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する  
条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 32 号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 33 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
について
- 第 24. 議案第 34 号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の  
機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第 25. 議案第 35 号 公の施設における指定管理者の指定について  
(旧那岐小学校)
- 第 26. 議案第 36 号 公の施設における指定管理者の指定について  
(旧山形小学校)

- 第27. 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第28. 議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第29. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
- 第30. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第31. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第32. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第33. 議案第43号 字の区域の変更について（八河谷）
- 第34. 議案第44号 字の区域の変更について（大屋）
- 第35. 議案第45号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第36. 陳情について
- 第37. 発議第 1号 智頭町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第38. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	5番 宮本 行雄
6番 田中 賢	7番 谷口 翔馬
8番 波多 恵理子	9番 安道 泰治
10番 大河原 昭洋	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（2名）

4番 藤田 浩祐	11番 河村 仁志
----------	-----------

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長 兼 水 道 課 長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 い ず 美
会 計 課	長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、仲井茎議員、2番、西尾寿樹議員を指名します。

## 日程第2. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員会調査の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3. 議案第2号から日程第14. 議案第13号まで 12案 一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算から、日程第14、議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算までの12議案を一括して議題とします。

この12議案につきましては、3月8日の会議において、予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について予算特別委員長の報告を求めます。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 3月8日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3月9日、13日、16日に委員会を開き、14日、15日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査を行いましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算、議案第3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算、議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算、議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排

水事業会計予算、議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算、議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として、次のとおり申し添えます。

特に、4月1日開始の共助交通事業については、住民ニーズを把握して柔軟で迅速な対応をされるよう配慮されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を認めます。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 議案第2号 令和5年度智頭町一般会計予算に関して、その全てを否定するものではありませんが、本定例会に提案の共助交通導入については、町民の福祉を願う議員の1人として、どうしても納得できない部分がありますので、討論を通して私の意見を述べさせていただきます。

これまでの議会や町民への説明では、すぎっ子バス利用者の減少で維持費の増加により財政を圧迫しているということ、それから、バス、タクシーの運転手も高齢化して人材確保も難しく、事業者側から継続するのが厳しいと言われているからと説明を受けてきました。

しかし、本定例会に提出された収支比較表によると、令和4年度事業のすぎっ子バスとタクシー助成における収支見込みは、約1,260万円の赤字、令和5年度当初予算では、共助交通、スクールバス導入後は、人件費を含め、約1,600万円の赤字と説明を受けました。

財政圧縮は期待できないどころか、令和4年度と比べ、約340万円の赤字幅拡大となっています。町長からは、これからもすぎっ子バスの運行を継続すると

赤字幅は年々増大し、それを平準化するためにも共助交通の導入は必要だと説明されました。

公共交通の今後の在り方は、本町の置かれている背景から考えても、近い将来十分検討しなければならないことだと私も認識しているつもりです。しかし、最終の実証実験や集落説明会からの期間が短過ぎます。集落から出た意見や実証実験で見えてきた課題や問題点をまずは慎重に精査し、それをしっかりと改善してからスタートすることが重要であると思っています。

前日予約ができないなど、システム改善も間に合わないこともありますし、ドライバー確保においても、将来にわたって安定的な確保はとても厳しい環境にあると思っています。町民がまだ理解が深まっていない不安を抱えている中で始めることは、まちが混乱するのではないかと本当に危惧しています。特に、お年寄りには急激な変化への対応ができない人も多くいますので、その激変緩和策として、ワンボックスカーによる定時定路線型との併用運行も必要だと半年以上も前から伝えていました。

新年度も目前に迫っている今、事業の延期も聞き入れてもらえず、ワンボックスカーにこだわっていても間に合わないと考え、次の対案として、スクールバスが運行しない時間帯に一般町民が乗れるバスとして定時運行できないかと提案をしました。執行部も私からの提案を受入れ、急遽検討をし、交渉もしていただきましたが、先日、スクールバスの運行予定事業者から、体制的に受入れ困難であると正式に回答があったと報告がありました。

実現可能性があれば、当初予算のスクールバス運行委託料に増額する修正案を本議会に提出するつもりで準備を進めていましたが、バスの運行が不可能になったことで、ぎりぎりまで激変緩和策を訴えていた私としても断念せざるを得ない状況になってしまいました。本当に残念です。

冒頭に当初予算の全てを否定するものではないと発言しましたが、予算の一部を修正する案が提出できなかったことから、令和5年度智頭町一般会計予算の反対討論をする方法でしか私の意見を伝えることができないと判断をしました。

そもそも、すぎっ子バスは、公共交通としてこれまでまちが運営してきたものであり、公共性の高いものであります。それが4月1日からは、共助交通の導入となり、町民の生活が一変するような重大な案件であります。

子供たちであったり、お年寄りであったり、交通弱者の声なき声にしっかりと



耳を傾け、どのような苦情や事象が発生しても即座に対応し、対策を講じていただくことを強く要請して、私からの討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、議案に賛成者の討論を認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 7名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号 令和5年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号 令和5年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第25号から日程第34. 議案第44号まで 20案  
一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定についてから、日程第34、議案第44号 字の区域の変更についての、20議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号 智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第27号 智頭町有林野に関する条例を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第29号 智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第31号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第32号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第24、議案第34号 個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について(旧那岐小学校)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)



○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第43号 字の区域の変更について（八河谷）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第44号 字の区域の変更について（大屋）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 5 議案第 4 5 号

○議長（谷口雅人） 日程第 3 5、議案第 4 5 号 智頭町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

町長に提案理由を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第 4 5 号 智頭町教育委員会教育長の任命については、長石彰祐氏の任期が令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるため、新たに田中靖氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

以上、追加提案しました議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第 5 5 条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第 5 6 条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第 3 5、議案第 4 5 号 智頭町教育委員会教育長の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 4 5 号 智頭町教育委員会教育長の任命についてでございます。

次の者、住所、八頭郡智頭町大字大呂 1 9 1 番地。氏名、田中靖。生年月日、昭和 3 6 年 1 月 2 日生まれを智頭町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

任期についてですが、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、議員の皆さんは全協室にお集まりください。

休 憩 午後 3時03分

再 開 午後 3時06分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第35、議案第45号 智頭町教育委員会教育長の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

### 日程第36. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第36、陳情についてを議題とします。

3月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情については、審査が終了した旨報告がありました。民生常任委員長の審査結果の報告を求めます。

9番、安道泰治議員。

○9番(安道泰治) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月8日の本会議において付託を受けた陳情について、3月14日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 政府に食料自給率の向上、持続可能な

農業経営と農村を守ることを求める陳情書は、「趣旨採択」と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第1号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

#### 日程第37. 発議第1号

○議長（谷口雅人） 日程第37、発議第1号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたことから、本条例案を提出するものとする。

以上で終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第38. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(谷口雅人) 日程第38、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出が  
出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし  
た。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時12分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年3月22日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 仲 井 莖

智頭町議会議員 西 尾 寿 樹